

## 意見書

ワークセンター豊新  
施設長 加藤啓一郎

各区の自立支援協議会は、障がい関係の問題を解決していく中核的な存在として位置づけられているが、実際運営する上で、難しい点が多い。これらの問題を解決するため、下記の点について大阪市自立支援協議会及び大阪市に対して意見を述べる。

### 1. 区の自立支援協議会の位置づけについて

- 大阪市の自立支援協議会は法定化されているが、各区の自立支援協議会は直接の対象とならないので、任意団体に過ぎないという行政関係者さえある。法的根拠がないと言われればそれまでなのだが、各区の自立支援協議会の大阪市、各区における位置づけを明確にし、意見や活動が尊重されるようにしないと、様々な問題に対応しにくいし、委員のモチベーションも上がりにくいと考えられる。

### 2. 区の自立支援協議会と市の自立支援協議会との関係について

- 各区の自立支援協議会で問題が明確になって、解決に向けての方策を講じる時、民間の事業所やネットワークレベルで解決されない場合、大阪市に問題を上げる必要があるが、そのルートが明確でない。地域支援調整チームは一部の区を除いてほとんど機能していないし、各区の自立支援協議会から大阪市の自立支援協議会へ問題を上げて解決を図ることができていない。
- 大阪市自立支援協議会では各区の運営状況についての報告を受けているが、その内容は事務局(各区役所)が作成した実施状況で、問題点を区の自立支援協議会で話し合い、市の自立支援協議会に上げるということにはなっていない。又、大阪市自立支援協議会も年2回程度しか開催されておらず、この状況では、たとえ区から問題が上がってきたとしても、対応が難しい。
- このため、各区の自立支援協議会から問題を上げてもらい、大阪市自立支援協議会の開催回数を増やして、大阪市とともに問題の検討を行っていくことが必要と考えられる。

### 3. 区の自立支援協議会が抱える問題

検討の材料とするため、実際に区の自立支援協議会が抱えている問題の一例として、西淀川区自立支援協議会について述べる(これらの問題は、基幹相談支援センター連絡会や大阪市の相談支援の担当者に相談しても解決されなかった問題である)。

- 区の相談支援体制構築に向けた相談支援センターと区の協働について
  - 区内の相談支援事業所が4か所に増えたことから、自立支援協議会運営の次のステップとして相談支援事業所部会を立ち上げ、部会を通して、区内の障がい関係の問題抽出と解決策の検討を行っているが、区の担当が参加せず、区役所で行うこともできない。その理由は、相談支援事業所部会の活動内容が相談支援センターの委託業務の範囲なので、相談支援センターでやってほしい、とのこと。区役所は事務局であり、委託業務の範囲内でも、相談支援事業所だけでやるのではなく、行政の立場から一緒に参加してほしいと思うが難しいとのこと。

- 新規参入事業所、新規参入の相談支援事業所の問題
  - 新規参入のグループホームがサービス計画を作っている相談支援事業所を無視して、本人と高齢の母親に対し一方的に契約を結び、前払い金まで徴収していたり、サービス付き高齢者専用住宅から障がい関係に進出した事業所についての苦情が多数寄せられるなどの問題が生じている。
  - 現在自立支援協議会では、新規参入事業者に向けて人権擁護のためのガイドラインを作成中であり、新規参入事業所が一定のレベルで障がい者を理解し、障がい者の人権に配慮して支援を行っていけるよう研修会等を繰り返し開催しているが、それらの事業所が自立支援協議会に参加しなければ、状況を変えることは難しい。自立支援協議会への参加を促すためには、自立支援協議会が公的な機関であると認識される必要があり、そのためには区役所との連携が不可欠である。
  - 今後、新規参入の相談支援事業所が増えてくると予想されるが、本人理解が不十分なまま、事業所の意向に沿ってサービス計画が作成される危険性が十分にある。これを避けるためには、相談支援事業所部会が公的な機関として認知される必要があり、相談支援事業所部会の影響のもと、新規の相談支援事業所が、障がい者を理解し、障がい者のためにサービス計画を作成していくようにしないといけないが、そのためには、「委託業務」の範囲内でも、行政の協力がないと不可能である。
  - これから区内の相談支援体制が確立されていくという時期に、行政と相談支援センターが上述した点について協働できないことは、西淀川区内の相談支援体制を構築していく上で大きな問題であると言える。
  
- 区の障がい関係の予算の使い方について
  - 全体のふれあいイベントを計画した際、初めは参加者にかかる保険料を予算から出せないと言われた。何とか出してくれるようになったが、区長マネージメントの分も含め、どの程度予算が使えるか等の相談がない。
  
- 区の施策についての相談
  - 区で行う障がい関係の施策について、自立支援協議会への相談や説明があつたりなかったりで、区がどういう姿勢で臨もうとしているのか分かりにくいことが多い。他区の話したが、4,5歳児へのアンケート調査を区長マネージメントで行ったが、こども部会への説明等一切なしで進めたため、保育所や幼稚園からその内容についてクレームが沢山来た。
  
- こども部会で福祉と教育の協働ができない
  - 障がい児の問題を検討するため、こども部会に発足当初は区内の小学校、特別支援学校が参画していたが、校長会から多忙という理由で職員の派遣を断られ、小学校からの参画が途絶えてしまった。福祉と教育の協働が実現するには、縦割り行政の壁を取り除き、自立支援協議会の活動の意義を共通認識する必要があるが、現状では難しい。